

概要版

第2次 芦別市環境基本計画

～良好で快適な環境を守り育て安心して暮らせるまち～



【芦別市のシンボルとして市の南南東部に位置する岬(きりぎし)山(1,066.2m)】



令和2年3月
芦別市

目 次

第1 全体の構成	1
第2 基本的な考え方	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 対象とする環境の範囲	3
4 計画の期間及び目標年度	3
5 計画の推進体制	3
6 計画の進行管理	4
第3 目指す環境像と施策の体系	5
1 芦別市が目指す望ましい環境像	5
2 施策の体系	6
第4 施策の内容	8
基本指針 循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します（生活環境）	
1 ごみの減量とリサイクル	8
2 エネルギーの有効利用	8
3 環境美化の促進	9
基本指針 人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます（自然環境）	
1 クリーン農業の促進	10
2 森林の保全と活用	10
3 野生生物の保護管理	11
4 良好的な水環境の保全	11
5 都市緑化の推進	12
6 地球温暖化防止対策	12
基本指針 市民、コミュニティ及び事業者が環境の取組に参加し、環境意識を高めます（教育・学習環境）	
1 環境教育と環境学習の促進	13
2 市民等の自発的な活動の推進・市民等の参加機会の確保	13

第1 全体の構成

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的
- 3 関連する計画
 - (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ
 - (2) 国の第5次環境基本計画 (3) 北海道の環境基本計画
- 4 計画策定の位置づけ
- 5 対象とする環境の範囲
- 6 計画の期間
- 7 各主体の役割・責務
- 8 芦別市の自然的・社会的条件
 - (1) 位置 (2) 地形・地質 (3) 気象 (4) 人口及び世帯数

第2章 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 目指す望ましい環境像の設定
- 3 環境分野別の基本指針
 - (1) 循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します
 - (2) 人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます
 - (3) 市民、コミュニティ及び事業者が環境の取組に参加し、環境意識を高めます

第3章 施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します（生活環境）
 - (1) ごみの減量とリサイクル (2) エネルギーの有効利用
 - (3) 環境美化の促進
- 3 人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます（自然環境）
 - (1) クリーン農業の促進 (2) 森林の保全と活用
 - (3) 野生生物の保護管理 (4) 良好な水環境の保全
 - (5) 都市緑化の推進 (6) 地球温暖化防止対策
- 4 市民、コミュニティ及び事業者が環境の取組に参加し、環境意識を高めます（教育・学習環境）
 - (1) 環境教育と環境学習の推進
 - (2) 市民等の自発的な活動の推進・市民等の参加機会の確保

第4章 持続的な開発目標（SDGs）との関係

- 1 生活環境
- 2 自然環境
- 3 教育・学習環境

第5章 効果的実施に向けて

- 1 計画の推進体制
 - (1) 芦別市環境審議会
 - (2) 市民及び事業者や他の行政機関との連携・協力
- 2 計画の進行管理
 - (1) 進行管理体制 (2) 進ちょく状況の公表 (3) 計画の見直し

資料編

- 1 芦別市環境基本条例
 - (1) 条例の概要 (2) 条例の全文
- 2 芦別市環境審議会
 - (1) 設置要綱 (2) 委員名簿

第2 基本的な考え方

1 計画策定の目的

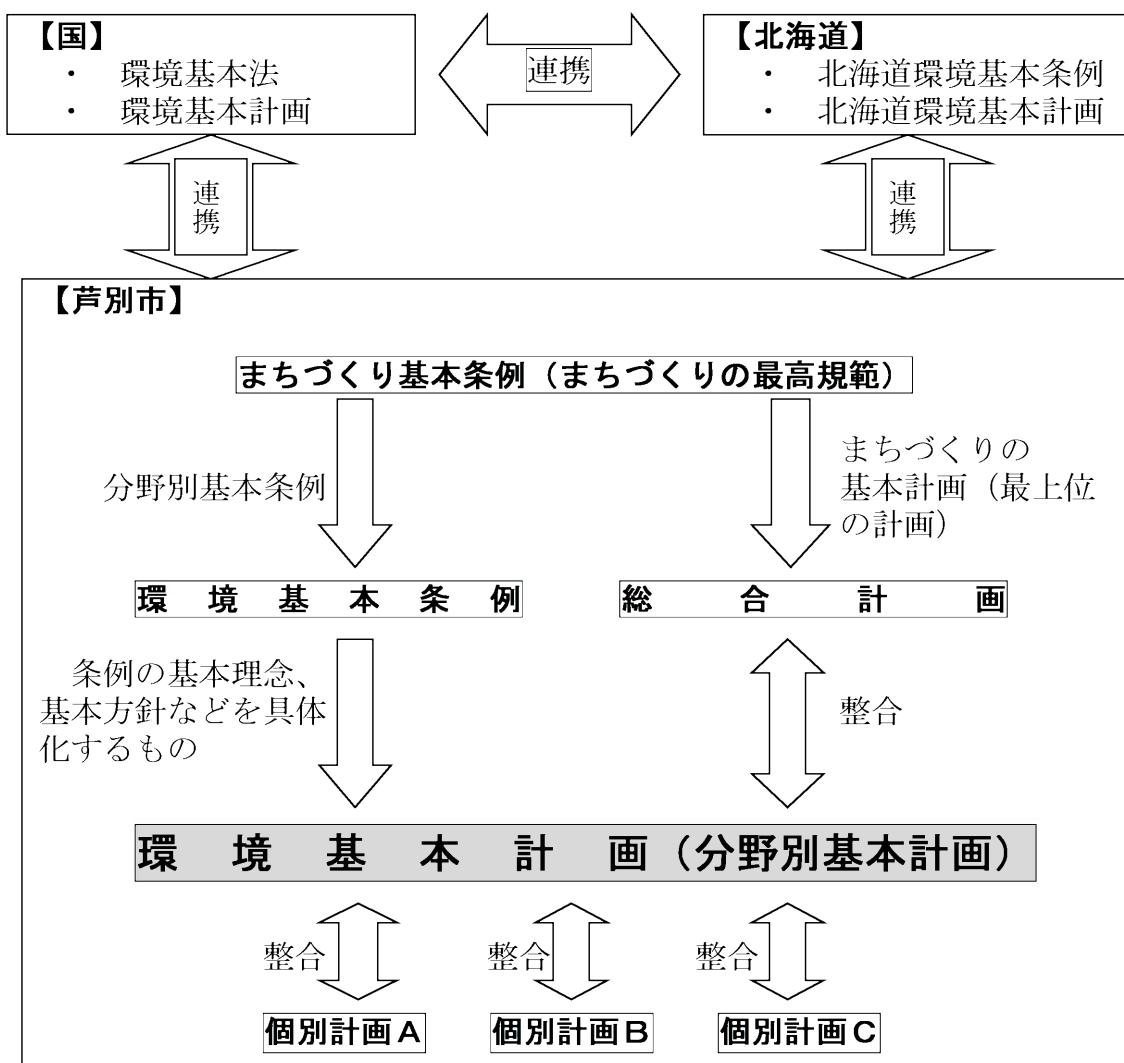
芦別市環境基本計画は、芦別市環境基本条例で定める基本理念、基本方針などを踏まえた、芦別市が目指す望ましい環境像を実現することを目的として、環境基本条例の規定に基づいて策定するものです。

また、この計画は、芦別市総合計画で定める施策を環境の面から総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

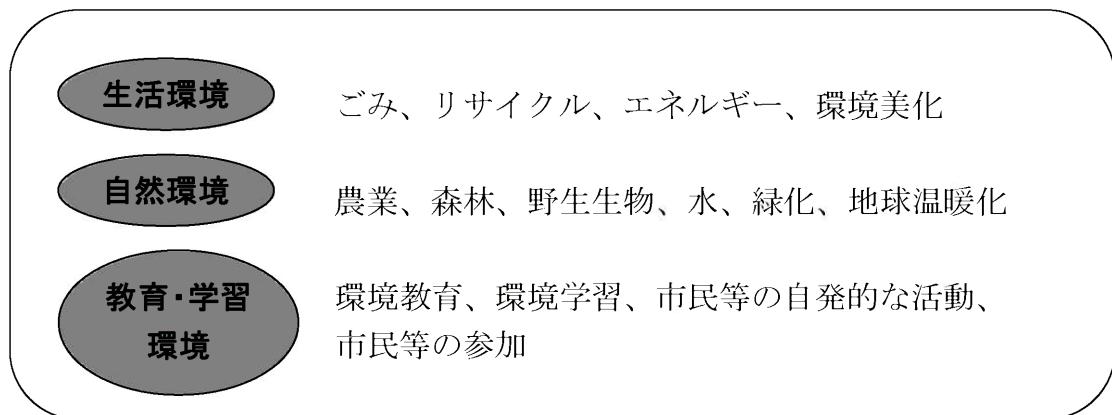
【参考】環境基本条例の基本理念とは？

- 循環型社会をつくること
- わたしたちの良好で快適な環境を守り育てること

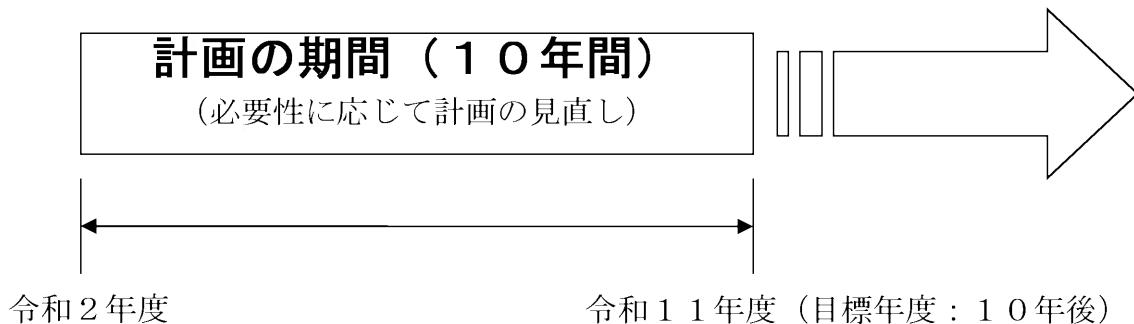
2 計画の位置づけ



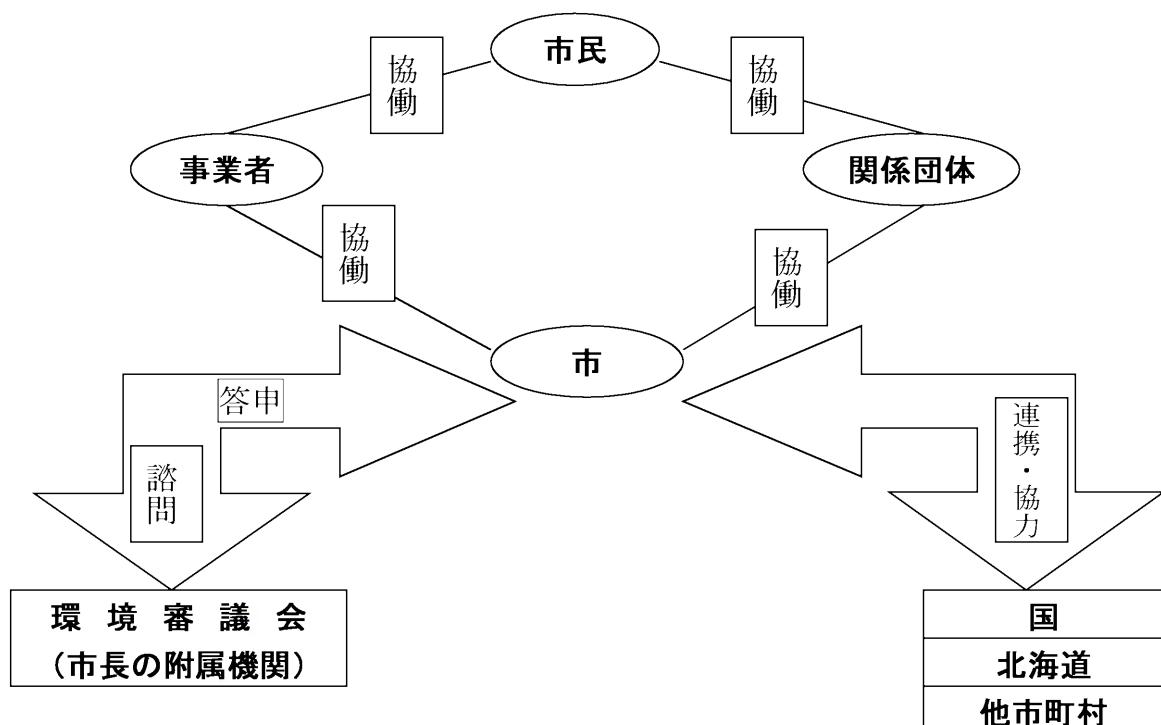
3 対象とする環境の範囲



4 計画の期間及び目標年度



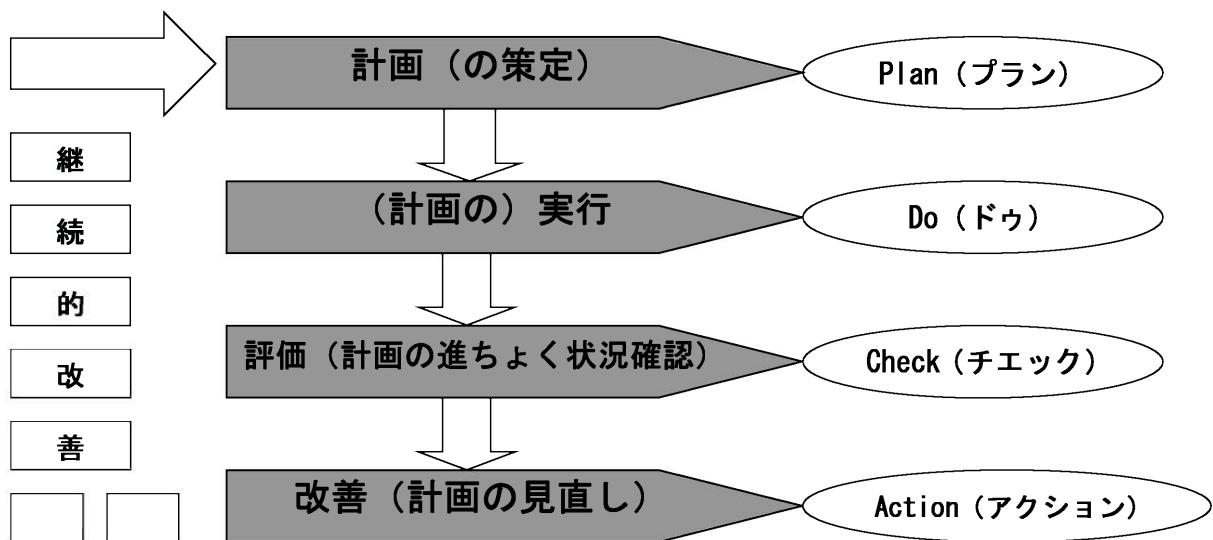
5 計画の推進体制



6 計画の進行管理

この計画で定める芦別市が目指す環境像の実現のためには、施策の着実な実施、各主体の取組状況など、進ちょく状況を把握することが必要です。

のことから、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」のサイクルにより、毎年度、見直しを図りながら、計画の適切な進行を図ります。



■ 計画の見直し

この計画は、4の「計画の期間及び目標年度」に記載のとおり、計画の期間を10年間とし、令和11年度までを目標期間としていますが、今後の環境や社会情勢の変化、科学技術の進歩、さらには市民意識の変化に対応するため、見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行います。

また、見直しの際には、総合計画や環境に関する各種個別計画との調整を図るとともに、芦別市環境審議会、市民各層の意見を踏まえ、新たな施策などを検討していきます。

第3 目指す環境像と施策の体系

1 芦別市が目指す望ましい環境像

わたしたちのまち芦別の環境をよりよいものにするためには、市民、事業者と市のすべてがそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いに協力かつ連携して、環境の保全、活用などの活動を進めていくことにより、積極的に良好で快適な環境をつくりあげていくことが必要です。

のことから、環境に関する施策実施の基礎となる長期的な目標であり、芦別市が目指す望ましい環境の姿を「環境像」として設定し、次のように定めます。

**良好で快適な環境を守り育て
安心して暮らせるまち**

【解説】

健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを受けることが必要であるとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして次の世代に引き継ぐ責務を有しています。

このため、市民、事業者と市は、これまでの便利さ・快適さを求める生活や事業活動を見直し、人と自然との共生を基本とした環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要であり、人と自然との豊かなふれあいが保たれるよう、積極的に良好な環境をつくり出すことが重要です。

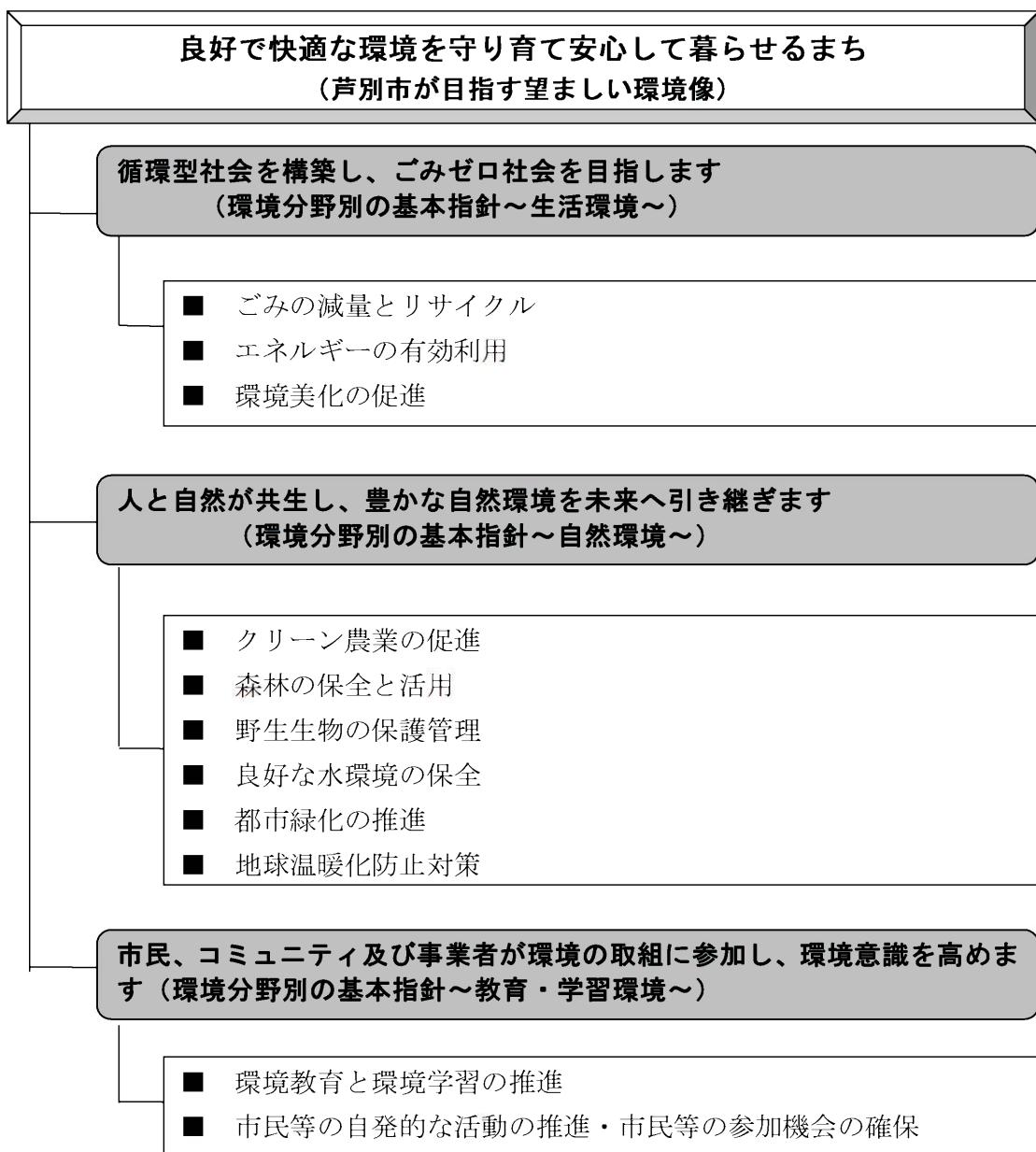
また、良好で快適な環境のもとで、安心して暮らることは、芦別市のまちづくりにおける大きな柱であります。

2 施策の体系

芦別市が掲げる環境像を目指すにあたって、より効果的に施策を進めるため、環境分野別（生活環境、自然環境及び教育・学習環境）の基本指針を設定します。

また、環境に関する施策を進めるにあたり、施策ごとに「基本目標」、「市の具体的な取組」及び「市民・事業者の取組」を体系的に整理し、明らかにしていきます。なお、「環境基本計画」の体系図とイメージにつきましては、次に示すとおりです。

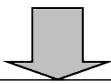
【体系図】



【イメージ】

良好で快適な環境を守り育て安心して暮らせるまち
(本市が目指す望ましい環境像)

基 本 指 針



～生活環境～

循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します

【解説】

人間は、製品の原料や水道、電気、ガスといった資源・エネルギーの多くを自然界に依存しています。一方、日常生活や事業活動の余剰物として廃棄物を自然界に排出しています。

持続的に人間の活動を進めていくために、自然の環境調整能力の範囲内において活動を行う循環型社会の構築を目指し、ごみの出ない、ごみは資源であるという社会の実現を目指します。

- ごみの減量とリサイクル ■エネルギーの有効利用
- 環境美化の促進

～自然環境～

人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます

【解説】

自然界における大気、水、土、緑、生物といった5つの大きな環境要素を保全し、健全な自然環境とともに生活することが、人間にとってもっとも大切な目標であると考えます。

芦別市にある豊かな自然を保全・回復することによって、自然と共生したまちづくりを進め、この良好で快適な自然豊かな環境を次の世代に引き継いでいくことを目指します。

- クリーン農業の促進 ■森林の保全と活用 ■野生生物の保護管理
- 良好な水環境の保全 ■都市緑化の推進 ■地球温暖化防止対策

～教育・学習環境～

市民、コミュニティ及び事業者が環境の取組に参加し、環境意識を高めます

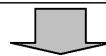
【解説】

本市で生活する市民、コミュニティ及び事業者の一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、良好で快適な環境づくりに積極的に取り組むまちづくりを進めます。

市は、率先して環境を保全し、活用するなどの活動を行うほか、情報の提供や市民が環境にかかわる活動に参加できる環境づくりなどに取り組みます。

また、市全体の高い環境意識を積極的にアピールすることによって、市は良好で快適な環境のまちづくりを目指していくことを宣言します。

- 環境教育と環境学習の推進
- 市民等の自発的な活動の推進・市民等の参加機会の確保



基　本　目　標

第4 施策の内容

基本指針 循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します（生活環境）

1 ごみの減量とリサイクル

【基本目標】

- 1日1人あたりのごみの排出量を10%減量化します
- リサイクル率を40%まで向上します
- 事業系ごみ排出量の減量化を目指します
- 不法投棄回収量の減量化を目指します

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 一般ごみを減らす
- 生ごみを減らす
- 容器包装を減らす
- 事業系ごみを減らす
- 資源物の回収を促進する
- 再利用を促進する
- 再資源化を促進する
- 家庭系ごみの適正処理を促進する
- 災害廃棄物の処理体制の構築
- 不法投棄対策の推進
- グリーン購入・調達の率先
- 環境教育に積極的に取り組む

【市民の取組（主なもの）】

- 生ごみの減量
- ごみの適正な分別
- マイバックの持参
- 不法投棄やごみのポイ捨てをしないこと
- 多様な場における環境教育への参加

2 エネルギーの有効利用

【基本目標】

- 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの促進により、循環型社会を目指します

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 再生可能エネルギーの導入
- 省エネルギー型社会の実現

【市民の取組（主なもの）】

- 再生可能エネルギー設備の導入

【事業者の取組（主なもの）】

- 再生可能エネルギー設備の導入
- 市民や市に対して、再生可能エネルギーの種類、動向、事例などの情報提供

3 環境美化の促進

【基本目標】

- ごみのない美しいまちを目指します
- 環境美化意識やモラルの向上の啓発に取り組みます
- 不法投棄や不法焼却（野焼き）には厳しく対処します

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 地域ぐるみの美化活動（全市一斉親子クリーン作戦、環境美化里親制度など）の推進
- 空き缶、タバコなどのポイ捨て及び犬猫のふんの放置対策の推進
- 空家・空き地の管理対策の推進

【市民の取組（主なもの）】

- 全市一斉親子クリーン作戦、環境美化里親制度などのまちの美化活動への参加
- タバコや空き缶などのポイ捨て及び犬猫のふんの放置をしないこと

【事業者の取組（主なもの）】

- まちの美化活動への協力

基本指針 人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます（自然環境）

1 クリーン農業の促進

【基本目標】

- クリーン農業を促進し農薬や化学肥料の適正な使用を進めます
- 家畜ふん尿などの排せつ物をたい肥化するなど有機物資源としての活用を進めます

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 農地の適正管理 ■豊かな土づくりの推進 ■家畜排せつ物の適正管理
- クリーン農業の推進 ■地産地消の推進

【市民の取組（主なもの）】

- 安全・安心な農作物の購入及び地産地消の推進
- 家庭菜園や園芸などにおける減農薬栽培や有機栽培の推進

【事業者の取組（主なもの）】

- 農薬や化学肥料の適正使用などクリーン農業の推進
- 農地及び農業関連施設の適正な維持・管理

2 森林の保全と活用

【基本目標】

- 地球温暖防止や林業の活性化を図るため森林整備事業を確保します（平成30年度森林整備事業の実績値380haを400haに拡大する）

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 公益的機能別の森林整備 ■森林学習会の開催
- 地材地消を推進するための木質バイオマスの普及

【市民の取組（主なもの）】

- 森林保全活動への積極的な参加

【事業者の取組（主なもの）】

- 経済性だけでなく公益性にも配慮した森林づくり
- 地材地消を推進するための木質バイオマス利活用への取組

3 野生生物の保護管理

【基本目標】

- 野生生物の生息しやすい環境を守ります
- 自然と共生し、豊かな自然環境づくりに努めます
- 特定外来生物の駆除に努めます

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 自然と野生生物との共存対策の推進
- 野生生物による農林業などへの被害防止対策の推進

【市民の取組（主なもの）】

- 自然観察会や環境学習会などを通した野生生物との共存対策の学習

【事業者の取組（主なもの）】

- 開発行為における野生生物の生息・生育の場である自然環境への配慮

4 良好な水環境の保全

【基本目標】

- 生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため水洗化を促進します（下水道及び合併浄化槽など汚水処理人口普及率の向上を目指します）
- 限りある資源を有効利用し安全で良質な水道水の安定供給を図ります（水道水の有効利用を示す上水道有収率の向上を目指します）

【市の具体的な取組（主なもの）】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ■生活排水対策の推進 | ■良質で安全な水の安定供給 |
| ■工場・事業場の排水対策の推進 | ■農業・畜産系の排水対策の推進 |

【市民の取組（主なもの）】

- 日常生活における節水と水ができる限り汚さない取組
- 良好な河川環境を維持するため、地域での清掃活動への参加

【事業者の取組（主なもの）】

- 事業活動において水ができる限り汚さない取組
- 農業では減農薬、化学肥料の適正使用及び農地の土砂流出防止
- 工場や事業場からの排水の適正な処理と管理

5 都市緑化の推進

【基本目標】

- 安全な道路環境の確保に向けた街路樹の適切な維持管理を進めます
- 色彩を統一した景観づくりを進めます

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 街並みと調和のとれた剪定
- 適切な維持管理のため樹木の伐採や植替え
- 町内会などと連携した花いっぱい運動の推進と一定の植栽基準に向けた調整

【市民の取組（主なもの）】

- 街路樹の落ち葉処理への協力
- 植樹までの整備への協力
- 花いっぱい運動への協力

6 地球温暖化防止対策

【基本目標】

- 地球温暖化の防止に向けた身近な取組を推進し、地球環境の保全に貢献します

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 温室効果ガスの削減を目指した「地球温暖化防止実行計画」の推進
- 再生可能エネルギーの利用、省エネルギー型社会の実現による二酸化炭素の発生抑制

【市民の取組（主なもの）】

- 地球温暖化など地球環境問題の意識を高めるための講演会などへの参加

【事業者の取組（主なもの）】

- 事業所内で二酸化炭素排出抑制を掲げるなど地球温暖化を考慮した取組

基本指針 市民、コミュニティ及び事業者が環境の取組に参加し、環境意識を高めます（教育・学習環境）

1 環境教育と環境学習の推進

【基本目標】

- すべての人を対象とした環境学習機会の提供を進めます
- 小中学校の教育活動全体を通じて環境教育に取り組みます

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 多様で複雑な環境を理解する知識の習得と環境問題の解決に向け、適切に判断し、行動できる資質や能力などを育成する各種講座や講演会の開催（社会教育）
- 参加・行動型の学習と体感する学習機会の充実（学校教育）
- 地域・家庭と連携した学習活動の推進（学校教育）

【市民の取組（主なもの）】

- 家庭で環境問題について話し合い、環境を守ることの大切さを伝えること
- 日常生活と環境のかかわりについて考えること

2 市民等の自発的な活動の推進・市民等の参加機会の確保

【基本目標】

- それぞれの立場に応じた環境保全のための具体的な行動を実践します
- 環境保全のための具体的な行動を促進するため、環境に関する情報を積極的に提供します

【市の具体的な取組（主なもの）】

- 環境への関心を高めてもらうため、市民・事業者・民間団体の各種事業への参加機会を確保します
- 広報紙やホームページなどを活用した環境に関する情報の積極的な提供

【市民の取組（主なもの）】

- 自然探勝、森林学習会などの環境に関する事業への参加

【事業者の取組（主なもの）】

- 自然探勝、森林学習会などの環境に関する事業への協力

第2次芦別市環境基本計画（概要版）
～良好で快適な環境を守り育て安心して暮らせるまちを目指して～
令和2年 3月発行

発行 芦別市

編集 芦別市総務部企画政策課

〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地

TEL (0124) 22-2111 FAX (0124) 22-9696

電子メール : kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp

市公式ホームページアドレス : <http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/>